

諮詢番号：個人情報保護諮詢第19号

答申番号：川情審查個情答申第14号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

川口市病院事業管理者（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が令和6年10月28日付で、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人○○○○氏は、令和6年10月2日付で、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定により、処分庁に対し、「後遺障害診断書 7/8（令和6年7月8日をいう。以下同じ。）渡し分、7/9（令和6年7月9日をいう。以下同じ。）渡し分、7/11（令和6年7月11日をいう。以下同じ。）渡し分（以下、これらをまとめて「本件後遺障害診断書」という。）、その他上記診断書に係る全ての記録（診療記録は除く。）」の開示を請求した。
- 2 上記開示請求に対し、処分庁は、令和6年10月28日付で、請求人に対し、本件後遺障害診断書の控えは不存在であるとして、当該部分を開示とし、当該不開示部分以外の部分を開示する部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、審査庁に対し、令和6年10月30日付で、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起し、本件部分開示決定処分における不開示部分の開示を求めた。
- 4 審査庁は、令和6年12月2日付で、本件審査請求について、当審査会に諮詢した。

### 第3 審査関係人の主張等

- 1 審査庁は、令和6年11月15日付で、弁明書を作成し、不開示とした部分は、「7/8、7/9、7/11に手交した後遺障害診断書の控え」であり、不開

示とした理由は、「発行した診断書の加筆修正依頼に基づき、システム上保存可能な直近の後遺障害診断書に加筆修正を行い、修正前診断書と差し替えで手交（修正前診断書は即時破棄）したことから、令和6年7月12日に最終的に手交した診断書が唯一のものとなるため。なお、本件処分にあたり、システム会社にサーバー上のデータの存否を問い合わせたところ、データの修正を実施した翌日を起算日として14日経過後は自動的に消去されるとの回答を得ている。」と弁明した。

- 2 請求人は、令和6年11月22日付けで、反論書により、本件後遺障害診断書は発行され渡された時点では正式かつ唯一の「腎機能低下で作成を依頼した後遺障害診断書」で、最終的に令和6年7月12日に渡された後遺障害診断書（正式受領分）とは、それぞれ独立した公用文書に該当する。これらの診断書は医師が署名・押印を行った時点で効力を有し、公用文書として認められるものであり、これらを「修正過程」として扱い廃棄した行為は、文書管理義務に反する。」旨主張した。

#### 第4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査を行った。

令和7年 1月27日	書面審査
令和7年 3月 6日	実施機関からの意見聴取
令和7年 4月28日	請求人による口頭意見陳述
令和7年 6月16日	書面審査
令和7年 7月17日	書面審査
令和7年 9月29日	書面審査
令和7年12月 8日	書面審査

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件後遺障害診断書に関する経過

本件後遺障害診断書に関する経過は、概要以下のとおりであると認められる。

- (1) 令和6年6月24日、請求人は病院事業管理者を管理責任者とする川口市立医療センター（以下、「川口市立医療センター」という）を受診した。
- (2) 同年7月8日、川口市立医療センターは請求人に対し、作成した後遺障害

診断書を示して手渡そうとした。しかし、審査請求人は、同診断書を見て、後遺障害に関する記載がないことを主訴とする不備があるとして、同診断書の受取りを拒否し、同診断書を修正するよう要求した（ただし、診断書作成手数料は支払った。）。

- (3) 川口市立医療センターは、同日、請求人が受取りを拒否した後遺障害診断書を請求人から回収し、これを保管することなく廃棄した（川口市立医療センターは、「即時廃棄」したと言っている。）。
- (4) 同年7月9日、川口市立医療センターは請求人に対し、修正した後遺障害診断書を示したが、請求人は、この診断書にも不備があるとして、同診断書の受取りを拒否し、同診断書を修正するよう要求した。
- (5) 川口市立医療センターは、同日、請求人が受取りを拒否した後遺障害診断書を請求人から回収し、これを保管することなく廃棄（即時廃棄）した。
- (6) 同年7月11日、川口市立医療センターは請求人に対し、修正した後遺障害診断書を示したが、請求人は、この診断書にも不備があるとして、同診断書の受取りを拒否し、同診断書を修正するよう要求した。
- (7) 川口市立医療センターは、同日、請求人が受取りを拒否した後遺障害診断書を請求人から回収し、これを保管することなく廃棄（即時廃棄）した。
- (8) 同年7月12日、川口市立医療センターは請求人に対し、修正した後遺障害診断書を示したところ、請求人は、これを受け取った。
- (9) なお、川口市立医療センターは、同年7月8日、同月9日及び同月11日に請求人に後遺障害診断書を手交した旨主張するが、請求人は、これらの後遺障害診断書の受取りを拒絶し受け取っていないので、川口市立医療センターは、これらの後遺障害診断書を請求人に「手交」したとはいえない。

## 2 審査会の判断

- (1) 上記「1 本件後遺障害診断書に関する経過」のとおり、川口市立医療センターは、請求人に対し、同年7月8日、同月9日及び同月11日に後遺障害診断書を示して手渡そうとしたが、請求人は、これらの診断書には不備があるとして同診断書の受取りを拒否したこと、川口市立医療センターは、請求人が受取りを拒否した後遺障害診断書を請求人から回収し、これを保存す

ることなく廃棄（即時廃棄）したことが認められる。

- (2) そうすると、請求人が本件審査請求において開示を請求する、川口市立医療センターが同年7月8日、同月9日及び同月11日に請求人に示して手渡そうとした後遺障害診断書（本件後遺障害診断書）は、いずれも川口市立医療センターによって既に廃棄されており、存在していないと認められる。
- (3) 以上によれば、本件後遺障害診断書は控えを含め不存在であるとして、当該部分を開示とし、当該不開示部分以外の部分を開示するとした処分庁の部分開示決定には、違法又は不当ではないと認めるのが相当である。
- (4) なお、請求人は、川口市立医療センターが本件後遺障害診断書を「修正過程」として扱い廃棄した行為は、文書管理義務に反する旨主張するが、いかなる文書をどのように管理すべきか等の文書管理の問題は、本件審査の対象となる問題ではないから、請求人の主張には理由がない。
- (5) よって、本件部分開示決定は妥当であり、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和7年12月 8日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀  
委員 飯 塚 肇  
委員 田 村 泰 俊